3　経済産業局長及び産業保安監督部長に対し法第百六十八条第二項後段の裁定の申請をしようとする者は、その申請に係る書類を植物の所在地を管轄する経済産業局長に提出することとする。

第百二十条中「第四十七条の二第一項」を「第百七十三条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第百二十条を第二百十七条とする。

第百十九条中「第四十七条第一項」を「第百七十二条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に、「様式第七十七」を「様式第九十九」に、「様式第七十八」を「様式第百」に改める。

第百十九条を第二百十六条とする。

第百十八条中「第四十六条第一項」を「第百七十一条第一項」に、「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改める。

第百十八条を第二百十五条とする。

第百十七条の二中「第五十一条の二第一項」を「第百八十六条第一項」に、「様式第七十六」を「様式第九十八」に改める。

第百十七条の二を第二百十四条とする。

第百十七条第一項中「第五十条第一項」を「第百八十四条第一項」に改め、同条第七項を削り、同条第六項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10　意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11　議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

第百十七条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「第七項において準用する第百十五条第四項」を「第四項」に、「第七項において準用する同条第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5　経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

第百十七条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣、経済産業局長又は産業保安監督部長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

第百十七条を第二百十三条とする。

第百十六条第二項を次のように改める。

2　経済産業大臣又は経済産業局長は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

第百十六条を第二百十二条とする。

第百十五条を削る。

第百十四条第一項中「第四十七条第四項」を「第百七十二条第四項」に、「様式第七十四」を「様式第九十六」に改め、同条第二項中「第四十七条第八項」を「第百七十二条第八項」に、「様式第九十七」を「様式第九十五」に改める。

第百十四条を第二百十一条とする。

第百十三条の三第一項中「様式第七十」を「様式第九十二」に改め、同条第二項中「様式第七十一」を「様式第九十三」に改め、同条第三項中「様式第七十二」を「様式第九十四」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者（以下この条において「一般ガス事業者等」という。）」を「ガス事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「様式第七十三」を「様式第九十五」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「一般ガス事業者等」を「ガス事業者」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第百十三条の三を第二百十条とする。

第百十三条の二の表第一号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「第三十六条の二の二第一項（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を「第三十三条第一項、法第六十九条第一項（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百二条第一項」に改め、同表第二号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「第五十七条」を「第四十九条、第百八条（第百三十条第一項において準用する場合を含む。）又は第百六十四条」に、「第三十六条の二の四（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を「第三十四条、法第七十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百四条」に改め、同表第三号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者又は大口ガス事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に、「第五十七条」を「第四十九条、第百八条（第百三十条第一項において準用する場合を含む。）又は第百六十四条」に、「第三十六条の二の四（法第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）」を「第三十四条、法第七十一条（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百四条」に改め、同表第四号中「一般ガス事業者、ガス導管事業者、大口ガス事業者又は準用事業者」を「ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者又は準用事業者」に、「第三十三条第一項の表第一号及び第二号（第九十七条の八、第九十九条及び第百四条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十六条第一項の表第一号及び第二号」に改め、同表第五号を削る。

第百十三条の二を第二百九条とする。

第百十一条から第百十三条までを削る。

第百十条の二中「第六十九条の二」を「第百八十三条」に、「第三十六条の十四」を「第百二十一条」に、「第四十条の二第五項」を「第百五十九条第六項」に改める。

第百十条の二を第二百六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（保安業務規程）

第二百七条　法第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の保安業務規程は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について定めるものとする。

ガス小売事業者	一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。 四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。 五　法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定による調査、同条第三項及び第四項の規定による通知並びに同条第六項の規定による保存に関する業務の実施の方法に関すること。 六　災害その他非常の場合における関係者との連絡体制の確保、必要な情報の提供その他のガス小売事業者がとるべき措置（消費機器に直接に接続するガス工作物を維持し、及び運用する場合にあつては、通報の受理、出動、安全の確保及び応急措置を含む。）に関すること。